

北広島町地域施工支援事業の手引き

北広島町建設課 令和8年（2026）4月

1-1. 地域施工支援事業とは

国又は県の補助対象事業とならない事業で、町道、農道、林道、公共性の高い私道等の道路や橋梁及び公共性の高いかんがい施設の改良や修繕及び災害復旧事業等並びに農地の災害復旧や土地改良事業並びに治山事業(以下「事業」という。)を行うものに対し、その要する経費の一部について補助金を交付（以下「補助金の交付」という。）し、又は原材料の支給及び建設機械の貸与（以下「原材料等の支給」という。）をするものです。

1-2. 支援事業のメニュー

- 補助金の交付 工事費の一部を補助金として交付します。
 - 原材料等の支給 工事に必要な原材料の支給や、建設機械の貸与をします。
- 以上のメニューからどちらかをお選びください。



2-1. 補助金の交付要件

- 国または県の補助対象（中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金・その他補助事業）とならない事業が対象です。
- 建設業者等への請負工事が対象です。
- 申請までに着手された工事は対象となりません。
- 年度末までに完成の確認ができる工事が対象です。（概ね3月の第1週までに実績報告の提出が必要です）

2-2. 補助率及び採択の基準

- 10万円以上の工事が対象で、補助の対象となる経費は工事費です。事務費等は対象となりません。
- 補助金は千円未満切捨てとなります。
- 補助金の限度額は20万円です。
- 施設及び事業の内容によって補助率・採択基準が違います。
- 工事の施工は町内業者へ依頼するよう努めてください。

施設	事業の内容	補助率	補助金の限度額	採択基準
<input type="checkbox"/> 道路・農道・林道・里道・橋梁	新設・改良・修繕・舗装・災害復旧	工事費の5割	20万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費が10万円以上 ・ 道路幅員が1.2m以上 ・ 受益戸数が2戸以上
<input type="checkbox"/> 水路・頭首工・ため池	新設・改良・修繕・ため池の廃止	工事費の4割		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費が10万円以上 ・ 受益戸数が2戸以上 ・ ため池は堤体開削、受益戸数の制限はなし
	災害復旧	工事費の5割		
<input type="checkbox"/> 農地	災害復旧	工事費の5割		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費が10万円以上 ・ 申請者に町税・町使用料等の滞納がない
<input type="checkbox"/> 土地改良	暗渠排水の改良・修繕	工事費の4割		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費が10万円以上 ・ 換地処分登記完了後3年を経過した日以降の耕地 ・ 申請者に町税・町使用料等の滞納がない
<input type="checkbox"/> 治山	宅地内土砂の撤去を含む災害復旧	工事費の5割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費が10万円以上 ・ 申請者に町税・町使用料等の滞納がない 	

2-3. 申請

- 交付申請の受付は、
 - 第1期【4月～6月末日までの営業日】
 - 第2期【7月～9月末日までの営業日】
 - 第3期【10月～11月末日までの営業日】の3期に分けて受付けます。
- 個人、団体ともに各期1回の申請を上限とし（申請の状況により、年度内に最大3回の申請可）、同一箇所の複数回申請は不可とします。
- 交付決定は申請を受付けた段階で順次行います。
- 予算の上限に達した時点で受付を終了します。したがって、年間3期の受付を保証するものではありません。



2-4. 事業の流れ

- 工事着手は補助金交付決定後をお願いします。
- 補助金や手続きの説明をいたしますので事前相談をしてください。
- 書類の提出先は、役場建設課若しくは各支所です。
- 申請内容に不明な点がある場合は、役場から問い合わせをすることがあります。

申請者	必要な書類	注意事項	役場
<input type="checkbox"/> ①事前相談	・特に必要ありませんが、現場の写真等あればスムーズです。		
<input type="checkbox"/> ②補助金交付申請	・補助金等交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・着工前の写真（全景、近景） ・見積書の写し ・工事の概略図 ・位置図	役場建設課または各支所へ提出してください。	内容審査後に補助金交付決定の可否を通知します。
<input type="checkbox"/> ③事業着手		補助金交付決定通知書を受け取った後に着手してください。	
<input type="checkbox"/> ③-1事業変更申請	・補助金等変更承認申請書 ・変更収支予算書	工事費の変更などにより補助金の額が変更となる時。等	
<input type="checkbox"/> ④事業終了	・事業実績報告書 ・事業成績書 ・収支精算書 ・完成写真（全景、近景） ・完成図面 ・出来形数量 ・業者からの請求書写し	工事完成後に、役場建設課または各支所へ提出してください。	実績報告に基づき、履行確認のための検査を実施します。
<input type="checkbox"/> ⑤補助金請求	・補助金等交付請求書	役場建設課または各支所へ提出してください。実績報告時に提出ください。	申請者指定口座へ補助金を振り込みます。

2-5. 補助金算定の例

工事費が50万円で、補助率が5割の場合の補助金の算定例です。

工事費が50万円の場合

工事費	工事費 50万円	
補助率	補助率 5割相当 = 25万円	自己負担
実際の負担	限度額 = 20万円	自己負担額 = 30万円

※補助率5割で計算した補助金の額は、25万円となりますが、実際に交付する補助金は、限度額の20万円となります。

※補助金は千円未満切捨てとなります。



3-1. 支給の要件

- 国または県の補助対象（中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金・その他補助事業）とならない事業が対象です。
- 申請までに着手された工事は対象となりません。
- 年度末までに完成の確認ができる工事が対象です。（概ね3月の第1週までに実績報告の提出が必要です）

3-2. 支給の限度額及び採択の基準

- 原材料の支給、建設機械の貸与それぞれ10万円が限度額です。
- 調達は町内業者へ依頼するよう努めてください。

施設	事業の内容	支給の限度額	採択基準
<input type="checkbox"/> 道路・農道・林道・里道・橋梁	新設・改良・修繕・舗装・災害復旧	原材料の支給 10万円 建設機械の貸与 (運搬費を含む) 10万円	<ul style="list-style-type: none"> ・受益戸数が2戸以上 ※ため池の廃止、農地、土地改良及び治山施設の場合は受益戸数の制限はなし ・農地、土地改良及び治山施設の場合は、町税及び町使用料等の滞納がない ・施設の機能を損なうことのない工事 ・建設機械の貸与はリース会社に限る
<input type="checkbox"/> 水路・頭首工・ため池	新設・改良・修繕・ため池の廃止		
	災害復旧		
<input type="checkbox"/> 農地	災害復旧		
<input type="checkbox"/> 土地改良	暗渠排水の改良・修繕		
<input type="checkbox"/> 治山	災害復旧		

3-3. 申請

- 交付申請の受付は、4月～11月末日までの営業日です。
- 個人、団体ともに1回の申請を上限とします。
- 採択は申請を受付けた段階で順次行います。
- 予算の上限に達した時点で受付を終了します。

3-4. 事業の流れ

- 工事着手は採択通知後をお願いします。
- 手続きの説明をいたしますので事前相談をしてください。
- 書類の提出先は、役場建設課若しくは各支所です。
- 申請内容に不明な点がある場合は、役場から問い合わせをすることがあります。
- 原材料や建設機械の調達は申請者が行ってください。
- 費用の支払いは、納入業者からの役場への請求により、役場が直接支払います。

申請者	必要な書類	注意事項	役場
<input type="checkbox"/> ①事前相談	・特に必要ありませんが、現場の写真等あればスムーズです。		
<input type="checkbox"/> ②支給申請	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料等の支給申請書 ・事業計画書 ・着工前の写真（全景、近景） ・見積書の写し ・位置図 	役場建設課または各支所へ提出してください。	内容審査後に事業採択の可否を通知します。
<input type="checkbox"/> ③事業着手		事業採択通知書を受け取った後に着手してください。	
<input type="checkbox"/> ③-1調達		原材料や建設機械の調達は申請者が行ってください。	
<input type="checkbox"/> ④事業終了	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実績報告書 ・事業成績書 ・作業中の写真 ・完成写真（全景、近景） 	工事完成後に、役場建設課または各支所へ提出してください。	実績報告に基づき、履行確認のための検査を実施します。

